

美濃加茂市議会
第4回定例会議案

令和6年11月28日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 7 8 号	美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について	1
議第 7 9 号	美濃加茂市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	4
議第 8 0 号	美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について	9
議第 8 1 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
議第 8 2 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	2 5
議第 8 3 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	2 8
議第 8 4 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3 2
議第 8 5 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	3 4
議第 8 6 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3 6
議第 8 7 号	令和 6 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）	4 1
議第 8 8 号	令和 6 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）	1 1 3
議第 8 9 号	美濃加茂市第 6 次総合計画後期基本計画について	1 4 0
議第 9 0 号	美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更することについて	1 4 1
議第 9 1 号	財産の取得について	1 4 3
議第 9 2 号	損害賠償の額を定めることについて	1 4 4
議第 9 3 号	市道路線の認定について	1 4 5
議第 9 4 号	電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について	1 6 2

議第78号

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成27年美濃加茂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(基本方針) 第3条 (略) 2 地域包括支援センターは、美濃加茂市高齢者施策等運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。） <u>第140条の66第1号イ</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会として美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）に定める美濃加茂市高齢者施策等運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当す	(基本方針) 第3条 (略) 2 地域包括支援センターは、美濃加茂市高齢者施策等運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。） <u>第140条の66第1号ロ(2)</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会として美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）に定める美濃加茂市高齢者施策等運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当す

る区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(美濃加茂市高齢者施策等運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、美濃加茂市高齢者施策等運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると美濃加茂市高齢者施策等運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は担当する

る区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると美濃加茂市高齢者施策等運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は担当する区

区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによることができる。

(1)～(3) (略)

域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによることができる。

(1)～(3) (略)

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議第79号

美濃加茂市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

美濃加茂市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に</p>

関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

(美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)
第2条 美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和3

9年美濃加茂市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当するものに対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当するものに対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

(美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年美濃加茂市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を</p>

<p>図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6・7 (略)</p>
--	---

(美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第17条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条の3第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第80号

美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律
施行条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の
一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条
例の一部を改正する条例

(美濃加茂市情報公開条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市情報公開条例(平成11年美濃加茂市条例第20号)の一部を
次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)</p>

により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ （略）

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）

(2)の2～(7) （略）

により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ （略）

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）

(2)の2～(7) （略）

（美濃加茂市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第2条 美濃加茂市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>第4条 削除</p>	<p style="text-align: center;">(不開示情報としない情報)</p> <p>第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、美濃加茂市情報公開条例(平成11年美濃加茂市条例第20号)第6条第2号エに掲げる情報(当該公務員等の氏名に係る部分に限る。)とする。</p>
---------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の美濃加茂市情報公開条例の規定は、施行日以後に行われる公文書の公開請求について適用し、施行日前に行われた公文書の公開請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定は、施行日以後に行われる保有個人情報の開示請求について適用し、施行日前に行われた保有個人情報の開示請求については、なお従前の例による。

議第81号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。)にあつては <u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。)にあつては100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の102.5 (特定管理職員にあつては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5 (特定管理職員にあつては、100分の127.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5 (特定管理職員にあつては、100分の122.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.

<p>場合においては100分の48.75（特定管理職員にあつては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>【別表第1（改正後）】</p>	<p>75（特定管理職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>【別表第1（改正前）】</p>
---	---

【別表第1（改正前）】

給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	(略)							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	

2 1	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>
2 2	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>
2 3	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>
2 4	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>
2 5	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>
2 6	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
2 7	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>
2 8	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>
2 9	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
3 0	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
3 1	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>
3 2	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>
3 3	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>
3 4	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>
3 5	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>
3 6	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>
3 7	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>
3 8	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>
3 9	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>
4 0	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>
4 1	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>
4 2	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>
4 3	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>
4 4	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>
4 5	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>
4 6	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>
4 7	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>
4 8	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>
4 9	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>
5 0	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>
5 1	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>
5 2	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>
5 3	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>
5 4	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>
5 5	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
5 6	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>

5 7	<u>231, 800</u>	<u>276, 300</u>	<u>322, 200</u>	<u>363, 300</u>	<u>379, 800</u>	<u>403, 800</u>	<u>444, 900</u>
5 8	<u>232, 600</u>	<u>277, 200</u>	<u>323, 400</u>	<u>364, 000</u>	<u>380, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>445, 300</u>
5 9	<u>233, 300</u>	<u>278, 100</u>	<u>324, 500</u>	<u>364, 700</u>	<u>381, 000</u>	<u>404, 400</u>	<u>445, 600</u>
6 0	<u>233, 900</u>	<u>279, 000</u>	<u>325, 600</u>	<u>365, 300</u>	<u>381, 700</u>	<u>404, 700</u>	<u>445, 900</u>
6 1	<u>234, 500</u>	<u>280, 000</u>	<u>326, 300</u>	<u>365, 700</u>	<u>382, 100</u>	<u>405, 000</u>	<u>446, 200</u>
6 2	<u>235, 200</u>	<u>281, 000</u>	<u>327, 200</u>	<u>366, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>405, 300</u>	
6 3	<u>235, 800</u>	<u>281, 900</u>	<u>328, 000</u>	<u>367, 000</u>	<u>383, 400</u>	<u>405, 600</u>	
6 4	<u>236, 300</u>	<u>282, 800</u>	<u>328, 800</u>	<u>367, 700</u>	<u>384, 000</u>	<u>405, 900</u>	
6 5	<u>236, 800</u>	<u>283, 300</u>	<u>329, 600</u>	<u>368, 000</u>	<u>384, 400</u>	<u>406, 200</u>	
6 6	<u>237, 300</u>	<u>284, 000</u>	<u>330, 000</u>	<u>368, 700</u>	<u>385, 000</u>	<u>406, 500</u>	
6 7	<u>237, 800</u>	<u>284, 700</u>	<u>330, 600</u>	<u>369, 400</u>	<u>385, 600</u>	<u>406, 800</u>	
6 8	<u>238, 400</u>	<u>285, 600</u>	<u>331, 300</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 200</u>	<u>407, 100</u>	
6 9	<u>238, 900</u>	<u>286, 600</u>	<u>332, 100</u>	<u>370, 300</u>	<u>386, 600</u>	<u>407, 300</u>	
7 0	<u>239, 400</u>	<u>287, 400</u>	<u>332, 800</u>	<u>370, 900</u>	<u>387, 100</u>	<u>407, 600</u>	
7 1	<u>239, 900</u>	<u>288, 200</u>	<u>333, 500</u>	<u>371, 600</u>	<u>387, 600</u>	<u>407, 900</u>	
7 2	<u>240, 400</u>	<u>289, 000</u>	<u>334, 100</u>	<u>372, 200</u>	<u>388, 200</u>	<u>408, 100</u>	
7 3	<u>240, 900</u>	<u>289, 700</u>	<u>334, 600</u>	<u>372, 500</u>	<u>388, 500</u>	<u>408, 300</u>	
7 4	<u>241, 400</u>	<u>290, 200</u>	<u>335, 200</u>	<u>373, 100</u>	<u>388, 900</u>	<u>408, 600</u>	
7 5	<u>241, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>335, 700</u>	<u>373, 800</u>	<u>389, 300</u>	<u>408, 900</u>	
7 6	<u>242, 300</u>	<u>291, 000</u>	<u>336, 300</u>	<u>374, 400</u>	<u>389, 700</u>	<u>409, 100</u>	
7 7	<u>242, 800</u>	<u>291, 200</u>	<u>336, 600</u>	<u>374, 800</u>	<u>390, 000</u>	<u>409, 300</u>	
7 8	<u>243, 300</u>	<u>291, 500</u>	<u>337, 100</u>	<u>375, 300</u>	<u>390, 300</u>	<u>409, 600</u>	
7 9	<u>243, 800</u>	<u>291, 700</u>	<u>337, 500</u>	<u>375, 900</u>	<u>390, 600</u>	<u>409, 900</u>	
8 0	<u>244, 300</u>	<u>292, 000</u>	<u>337, 900</u>	<u>376, 400</u>	<u>390, 800</u>	<u>410, 100</u>	
8 1	<u>244, 700</u>	<u>292, 200</u>	<u>338, 300</u>	<u>376, 900</u>	<u>391, 000</u>	<u>410, 300</u>	
8 2	<u>245, 200</u>	<u>292, 400</u>	<u>338, 800</u>	<u>377, 500</u>	<u>391, 300</u>	<u>410, 600</u>	
8 3	<u>245, 600</u>	<u>292, 700</u>	<u>339, 300</u>	<u>378, 000</u>	<u>391, 600</u>	<u>410, 900</u>	
8 4	<u>246, 000</u>	<u>292, 900</u>	<u>339, 800</u>	<u>378, 300</u>	<u>391, 800</u>	<u>411, 100</u>	
8 5	<u>246, 400</u>	<u>293, 200</u>	<u>340, 100</u>	<u>378, 700</u>	<u>392, 000</u>	<u>411, 300</u>	
8 6	<u>246, 800</u>	<u>293, 500</u>	<u>340, 500</u>	<u>379, 200</u>	<u>392, 300</u>		
8 7	<u>247, 200</u>	<u>293, 800</u>	<u>341, 000</u>	<u>379, 600</u>	<u>392, 600</u>		
8 8	<u>247, 600</u>	<u>294, 100</u>	<u>341, 400</u>	<u>380, 000</u>	<u>392, 800</u>		
8 9	<u>248, 000</u>	<u>294, 400</u>	<u>341, 700</u>	<u>380, 400</u>	<u>393, 000</u>		
9 0	<u>248, 500</u>	<u>294, 800</u>	<u>342, 100</u>	<u>380, 900</u>	<u>393, 300</u>		
9 1	<u>248, 800</u>	<u>295, 100</u>	<u>342, 600</u>	<u>381, 300</u>	<u>393, 600</u>		
9 2	<u>249, 100</u>	<u>295, 500</u>	<u>343, 000</u>	<u>381, 700</u>	<u>393, 800</u>		

9 3	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		
9 4		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>				
9 5		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>				
9 6		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>				
9 7		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>				
9 8		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
9 9		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>				
1 0 0		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>				
1 0 1		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>				
1 0 2		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>				
1 0 3		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>				
1 0 4		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>				
1 0 5		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>				
1 0 6		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>				
1 0 7		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>				
1 0 8		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>				
1 0 9		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				
1 1 0		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
1 1 1		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
1 1 2		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
1 1 3		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
1 1 4		<u>302,000</u>					
1 1 5		<u>302,300</u>					
1 1 6		<u>302,700</u>					
1 1 7		<u>302,900</u>					
1 1 8		<u>303,100</u>					
1 1 9		<u>303,400</u>					
1 2 0		<u>303,700</u>					
1 2 1		<u>304,100</u>					
1 2 2		<u>304,300</u>					
1 2 3		<u>304,600</u>					
1 2 4		<u>304,900</u>					
1 2 5		<u>305,200</u>					

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

【別表第1（改正後）】

給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		(略)						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	

2 4	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
2 5	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>
2 6	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
2 7	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
2 8	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
2 9	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>
3 0	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
3 1	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
3 2	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
3 3	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>
3 4	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>
3 5	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>
3 6	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>
3 7	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>
3 8	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>
3 9	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>
4 0	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>
4 1	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>
4 2	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>
4 3	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>
4 4	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>
4 5	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>
4 6	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>
4 7	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>
4 8	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>
4 9	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>
5 0	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
5 1	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>
5 2	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
5 3	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
5 4	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
5 5	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
5 6	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
5 7	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
5 8	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
5 9	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>

6 0	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
6 1	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
6 2	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
6 3	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
6 4	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
6 5	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
6 6	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
6 7	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	
6 8	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
6 9	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
7 0	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
7 1	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
7 2	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
7 3	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
7 4	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
7 5	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
7 6	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
7 7	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
7 8	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
7 9	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
8 0	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
8 1	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
8 2	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
8 3	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
8 4	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
8 5	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
8 6	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
8 7	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
8 8	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
8 9	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
9 0	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
9 1	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
9 2	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
9 3	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
9 4		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>				
9 5		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>				

9 6		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>				
9 7		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>				
9 8		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>				
9 9		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>				
1 0 0		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>				
1 0 1		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>				
1 0 2		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>				
1 0 3		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>				
1 0 4		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>				
1 0 5		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>				
1 0 6		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>				
1 0 7		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>				
1 0 8		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>				
1 0 9		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>				
1 1 0		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>				
1 1 1		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>				
1 1 2		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>				
1 1 3		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>				
1 1 4		<u>305,300</u>					
1 1 5		<u>305,600</u>					
1 1 6		<u>306,000</u>					
1 1 7		<u>306,200</u>					
1 1 8		<u>306,400</u>					
1 1 9		<u>306,700</u>					
1 2 0		<u>307,000</u>					
1 2 1		<u>307,400</u>					
1 2 2		<u>307,600</u>					
1 2 3		<u>307,900</u>					
1 2 4		<u>308,200</u>					
1 2 5		<u>308,500</u>					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職	基準給料 月額						
	<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>

員								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。)にあつては<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」、<u>「100分の107.5」</u>とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお</p>

いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の102.5（特定管理職員にあつては、100分の122.5）、12月に支給する場合においては100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の48.75（特定管理職員にあつては、100分の58.75）、12月に支給する場合においては100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条

の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議第 8 2 号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第 9 条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> 」とあるのは「 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第 9 条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 1 7 0</u> 」とする。

別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表		別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	392,000	1	380,000
2	440,000	2	427,000
3	492,000	3	477,000
4	555,000	4	539,000
5	634,000	5	615,000
6	740,000	6	718,000

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する

条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 8 3 号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する
条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を下記
のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 (令和元年美濃加茂市
条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 7 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号。以下 「給与条例」という。)第 2 0 条から第 2 0 条 の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員 (1 週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。)について準用する。この場合におい て、給与条例第 2 0 条第 2 項中「 <u>6 月に支給 する場合には 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分 の 1 2 7 . 5</u> 」とあるのは「 <u>6 月に支給する 場合には 1 0 0 分の 6 8 . 7 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 7 1 . 2 5</u> 」と、給与条例第 2 0 条第 4 項中「職	(期末手当) 第 7 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号。以下 「給与条例」という。)第 2 0 条から第 2 0 条 の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員 (1 週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。)について準用する。この場合におい て、給与条例第 2 0 条第 2 項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 6 8 . 7 5</u> 」と、給与条例第 2 0 条第 4 項中「職員 が受けるべき給料 (育児短時間勤務職員等に あつては、給料の月額を算出率で除して得た 額) 及び扶養手当の月額並びにこれらに対す る地域手当の月額の合計額」とあるのは「パ

員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

2～4 （略）

（勤勉手当）

第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「6月に支給する場合には100分の102.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の48.75」と、「12月に支給する場合には100分の107.5」とあるのは「12月に支給する場合には100分の51.25」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規

パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

2～4 （略）

（勤勉手当）

第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

定により支給された報酬を除く。)の1箇月
当たりの平均額」とする。

第2条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70.0</u>」と、給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(月額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)までの在職期間における報酬(第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。)の1箇月当たりの平均額)」とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25</u>」と、給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(月額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)までの在職期間における報酬(第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。)の1箇月当たりの平均額)」とする。</p> <p>2～4 (略)</p>

(勤勉手当)

第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の50.0」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

(勤勉手当)

第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「6月に支給する場合には100分の102.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の48.75」と、「12月に支給する場合においては100分の107.5」とあるのは「12月に支給する場合においては100分の51.25」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、同条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

議第 8 4 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和 4 1 年美濃加茂市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 3 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</u>	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、1 0 0 分の 2 2 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(以下「特別職給与条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 8 5 号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規</u>	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、1 0 0 分の 2 2 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割

定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	合を乗じて得た額とする。
---	--------------

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 86 号

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(週休日及び勤務時間の割振り)	(週休日及び勤務時間の割振り)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第 2 項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。	4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第 2 項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
(1) 子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第	(1) 子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第

817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者をいう。第16条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、市の規則で定めるもの

(2) (略)

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務をすることを命ずる必要がある場合には、市の規則に定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」とい

817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者をいう。第16条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、市の規則で定めるもの

(2) (略)

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務をすることを命ずる必要がある場合には、市の規則に定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」とい

う。)のうち市の規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第3条第2項から第4項までの規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として市の規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) (略)

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数

(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、美濃加茂市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年

う。)のうち市の規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) (略)

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、美濃加茂市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年

<p>法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市の規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地公労法適用職員等」という。)であったものであって引き続き<u>当該年度</u>に新たに職員となったものその他市の規則で定める職員 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の市の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で市の規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、市の規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p>	<p>法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市の規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地公労法適用職員等」という。)であったものであって引き続き<u>当該年</u>に新たに職員となったものその他市の規則で定める職員 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の市の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で市の規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、市の規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第12条の改正を除く。)の施行の際現に第2条第4項の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において市の規則で定める時間の勤務時間が割り振られている職員について、この条例による改正前の第5条の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれこの条例による改正後の同条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

- 3 第12条の改正の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る令和7年度の年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和7年1月1日（以下「基準日」という。）時点でこの条例による改正前の同条第1項及び第2項の規定による年次有給休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に取得した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に5日を加えた日数とする。
- 4 施行日において、この条例による改正後の第12条第1項第3号に該当する職員に係る同号の規定の適用については、同号中「20日」とあるのは「25日」とする。

議第 87 号

令和 6 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,165,052 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,820,259 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,559,959	307,184	3,867,143
	1 国庫負担金	2,666,443	307,184	2,973,627
16 県支出金		1,840,174	358,800	2,198,974
	1 県負担金	1,120,764	127,341	1,248,105
	2 県補助金	558,632	228,580	787,212
	3 委託金	160,778	2,879	163,657
18 寄附金		701,500	809	702,309
	1 寄附金	701,500	809	702,309
19 繰入金		1,531,869	100,000	1,631,869
	1 基金繰入金	1,506,138	100,000	1,606,138
20 繰越金		1,029,747	377,756	1,407,503
	1 繰越金	1,029,747	377,756	1,407,503
21 諸収入		718,635	15,503	734,138
	5 雑入	551,479	15,503	566,982
22 市債		1,248,200	5,000	1,253,200
	1 市債	1,248,200	5,000	1,253,200
歳入合計		24,655,207	1,165,052	25,820,259

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		166,948	1,368	168,316
	1 議会費	166,948	1,368	168,316
2 総務費		4,063,638	△29,090	4,034,548
	1 総務管理費	3,448,464	△43,940	3,404,524
	2 徴税費	343,669	△5,177	338,492
	3 戸籍住民基本台帳費	185,137	16,905	202,042
	4 選挙費	65,939	2,903	68,842
	6 監査委員費	14,054	219	14,273
3 民生費		9,361,498	723,336	10,084,834
	1 社会福祉費	4,827,690	248,928	5,076,618
	2 児童福祉費	4,143,609	395,214	4,538,823
	3 生活保護費	390,099	79,194	469,293
4 衛生費		1,681,346	29,825	1,711,171
	1 保健衛生費	850,199	24,325	874,524
	2 清掃費	829,479	5,500	834,979
5 農林業費		520,756	8,394	529,150
	1 農業費	363,949	8,629	372,578
	2 林業費	156,807	△235	156,572
6 商工費		754,464	42,007	796,471
	1 商工費	754,464	42,007	796,471
7 土木費		2,673,274	2,665	2,675,939
	1 土木管理費	12,130	158	12,288
	2 道路橋りょう費	986,253	△11,302	974,951
	3 河川費	52,008	3,853	55,861
	4 都市計画費	1,516,134	9,956	1,526,090
8 消防費		754,593	395	754,988
	1 消防費	754,593	395	754,988
9 教育費		3,156,387	386,152	3,542,539
	1 教育総務費	514,607	362,372	876,979
	5 社会教育費	667,107	13,714	680,821

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	1,184,633	10,066	1,194,699
歳出	合計	24,655,207	1,165,052	25,820,259

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	千円 18,678
		戸籍事務	9,350
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路施設補修点検事業	5,000
9 教育費	5 社会教育費	交流センター施設維持管理事業	4,000
		東図書館駐車場整備事業	19,340

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
あい愛バスAIデマンド交通システム運行業務	令和7年度	39,700
あい愛バス運行負担金	自 令和7年度 至 令和12年度	1,122,500

第4表

地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路施設補修点検事業	千円 209,400	証書借入	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 214,400	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,559,959	307,184	3,867,143
	1	国庫負担金	2,666,443	307,184	2,973,627
		1 民生費国庫負担金	2,628,969	307,184	2,936,153

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費 負担金	91,311	1 補装具費負担金 3,275 2 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金 3,750 3 自立支援給付費負担金 84,286
2 児童福祉費 負担金	163,373	1 子どものための教育・保育給付交付金
3 生活保護費 負担金	52,500	1 生活保護費等負担金

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,840,174	358,800	2,198,974
	1	県負担金	1,120,764	127,341	1,248,105
	1	民生費県負担金	1,080,749	127,341	1,208,090
	2	県補助金	558,632	228,580	787,212
	2	民生費県補助金	385,186	10,450	395,636
	8	教育費県補助金	3,165	218,130	221,295
	3	委 託 金	160,778	2,879	163,657
	1	総務費委託金	157,712	2,879	160,591

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費 負担金	45,655	1 補装具費負担金 1,637 2 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金 1,875 3 自立支援給付費負担金 42,143
2 児童福祉費 負担金	81,686	1 子どものための教育・保育給付交付金
2 福祉医療費 補助金	10,450	1 重度心身障害者医療費補助金 6,450 2 乳幼児等医療費補助金 2,900 3 母子家庭等医療費補助金 1,100
1 教育総務費 補助金	218,130	1 岐阜県公立小中学校等情報機器整備補助金
3 選挙費委託 金	2,879	1 県知事選挙委託費

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	701,500	809	702,309
	1	寄 附 金	701,500	809	702,309
	2	衛生費寄附金	100	809	909

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 寄附金	809	1 保健衛生費寄附金

(款) 19 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	1,531,869	100,000	1,631,869
	1	基金繰入金	1,506,138	100,000	1,606,138
		1 財政調整基金繰入金	900,000	100,000	1,000,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	100,000	1 財政調整基金繰入金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,029,747	377,756	1,407,503
	1	繰越金	1,029,747	377,756	1,407,503
		1 繰越金	1,029,747	377,756	1,407,503

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	377,756	1 前年度繰越金

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		諸収入	718,635	15,503	734,138
	5	雑収入	551,479	15,503	566,982
	5	雑収入	195,473	15,503	210,976

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 商工費雑入	15,503	1 過年度テレワーク対応型サテライトオフィス開設補助金返還金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,248,200	5,000	1,253,200
	1	市 債	1,248,200	5,000	1,253,200
		4 土木債	388,900	5,000	393,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 道路橋りょう債	5,000	1 道路施設補修点検事業

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	1	議 会 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		議 会 費	166,948	1,368	168,316		1,368
	1	議 会 費	166,948	1,368	168,316		1,368
	1	議 会 費	166,948	1,368	168,316		1,368

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	3	月額任用職員	議員費 707 人件費 647
2 給料	131	一般職給	会計年度任用職員給 14
3 職員手当等	1,130	扶養手当 79 地域手当 7 期末手当 107 勤勉手当 106 児童手当 106 特別職期末手当 707 一般職退職手当負担金 18	
4 共済費	104	職員共済組合負担金	

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	4,063,638	△29,090	4,034,548	2,879	△31,969
	1	総務管理費	3,448,464	△43,940	3,404,524		△43,940
	1	一般管理費	993,423	△41,453	951,970		△41,453
	5	財産管理費	231,440	△2,579	228,861		△2,579
	7	市民まちづくり推進費	88,821	64	88,885		64
	10	消費生活対策費	8,403	28	8,431		28
	2	徴 税 費	343,669	△5,177	338,492		△5,177
	1	税務総務費	181,496	△5,195	176,301		△5,195

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	△3,437	月額任用職員 3,979 時間額任用職員 542	人件費 △27,298 会計年度任用職員給 △14,155
2 給料	△24,350	一般職給	
3 職員手当等	3,678	扶養手当 763 地域手当 △205 住居手当 569 時間外勤務手当 4,868 管理職手当 △748 期末手当 △1,880 勤勉手当 △1,407 児童手当 2,366 特別職期末手当 1,650 一般職退職手当負担金 △2,298	
4 共済費	△17,185	職員共済組合負担金 △7,553 会計年度任用職員健康保険等負担金 △9,548 公務災害補償負担金 △218 特別職共済負担金 134	
8 旅費	△159	通勤に係る費用弁償	
1 報酬	△1,988	月額任用職員	会計年度任用職員給 △2,579
3 職員手当等	△375	期末手当 △219 勤勉手当 △156	
4 共済費	△169	職員共済組合負担金	
8 旅費	△47	通勤に係る費用弁償	
3 職員手当等	64	期末手当 35 勤勉手当 29	会計年度任用職員給 64
3 職員手当等	28	期末手当 14 勤勉手当 14	会計年度任用職員給 28
1 報酬	△994	月額任用職員	人件費 △3,944

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税费

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	賦課徴収費	162,173	18	162,191		18
3		戸籍住民基本台帳費	185,137	16,905	202,042		16,905
	1	戸籍住民基本台帳費	185,137	16,905	202,042		16,905
4		選挙費	65,939	2,903	68,842	2,879	24
	1	選挙管理委員会費	6,751	24	6,775		24
	2	岐阜県知事選挙費	27,831	2,879	30,710	県支出金 2,879	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△629	一般職給	会計年度任用職員給 △1,251
3 職員手当等	△2,044	扶養手当 △491 地域手当 △33 通勤手当 △376 期末手当 △593 勤勉手当 △405 児童手当 △65 一般職退職手当負担金 △81	
4 共済費	△1,503	職員共済組合負担金	
8 旅費	△25	通勤に係る費用弁償	
4 共済費	16	職員共済組合負担金	会計年度任用職員給 18
8 旅費	2	通勤に係る費用弁償	
2 給料	255	一般職給	住民基本台帳事務 6,250 戸籍事務 9,350 人件費 1,305
3 職員手当等	644	地域手当 9 住居手当 460 通勤手当 98 期末手当 2 勤勉手当 41 一般職退職手当負担金 34	
4 共済費	406	職員共済組合負担金	
12 委託料	6,250	住基ネットシステム機器更新	
17 備品購入費	9,350	戸籍システム連携ソフトウェア等	
3 職員手当等	24	期末手当 8 勤勉手当 16	人件費 24
11 役務費	792	郵便料 742 計数機等点検手数料 50	岐阜県知事選挙費 2,879
12 委託料	2,057	選挙対応支援業務等	
13 使用料及び賃借料	30	看板等資材使用料	

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		監査委員費	14,054	219	14,273		219
	1	監査委員費	14,054	219	14,273		219

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	69	一般職給	人件費 219
3 職員手当等	150	地域手当 2 通勤手当 70 期末手当 40 勤勉手当 28 一般職退職手当負担金 10	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	9,361,498	723,336	10,084,834	444,975	278,361
		社会福祉費	4,827,690	248,928	5,076,618	147,416	101,512
	1	社会福祉総務費	671,654	11,179	682,833		11,179
	3	老人福祉費	831,168	1,567	832,735		1,567
	5	自立支援費	1,626,666	200,212	1,826,878	国庫支出金 91,311 県支出金 45,655	63,246
	6	福祉医療費	668,220	31,418	699,638	県支出金 10,450	20,968
	7	国民年金費	14,569	4,552	19,121		4,552

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	6,410	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 11,435 △256
3 職員手当等	3,557	地域手当 189 通勤手当 72 期末手当 1,474 勤勉手当 1,226 児童手当 △239 一般職退職手当負担金 835	
4 共済費	1,276	職員共済組合負担金	
8 旅費	△64	通勤に係る費用弁償	
27 繰出金	1,567	介護保険会計繰出金(人件事務費)	介護保険会計繰出金(人件事務費) 1,567
3 職員手当等	11	期末手当 6 勤勉手当 5	自立支援費給付事業 168,573 自立支援費事務費 17,573 自立支援医療費給付事業 7,500 補装具費助成事業 6,550 会計年度任用職員給 16
4 共済費	5	職員共済組合負担金	
19 扶助費	182,623	介護給付・訓練等給付費 168,573 自立支援医療(更生医療・育成医療) 費助成 7,500 補装具給付費 6,550	
22 償還金、利子及び割引料	17,573	国庫負担金等返還金	
1 報酬	1,148	月額任用職員 1,912 時間額任用職員 △764	福祉医療費助成事業 30,000 会計年度任用職員給 1,418
3 職員手当等	245	期末手当 142 勤勉手当 103	
4 共済費	25	職員共済組合負担金	
19 扶助費	30,000	福祉医療費扶助費	
2 給料	2,708	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 4,514 38
3 職員手当等	1,207	地域手当 82 期末手当 417	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	児童福祉費	4,143,609	395,214	4,538,823	245,059	150,155
	1	児童福祉総務費	242,767	10,639	253,406		10,639
	2	児童手当費	1,436,444	3,218	1,439,662		3,218
	3	児童保育費	1,387,454	365,022	1,752,476	国庫支出金 163,373 県支出金 81,686	119,963
	4	保育園施設費	810,192	11,929	822,121		11,929

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
		勤勉手当 355 一般職退職手当負担金 353	
4 共 済 費	626	職員共済組合負担金	
8 旅 費	11	通勤に係る費用弁償	
1 報 酬	△4,232	月額任用職員	人件費 10,950 会計年度任用職員給 △5,506
2 給 料	4,637	一般職給	子育て支援事業 3,883 ファミリー・サポート・センター事業(定住) 1,312
3 職員手当等	3,403	扶養手当 895 地域手当 166 通勤手当 180 期末手当 652 勤勉手当 724 児童手当 121 一般職退職手当負担金 665	
4 共 済 費	1,624	職員共済組合負担金	
8 旅 費	12	通勤に係る費用弁償	
22 償還金、利子及び割引料	5,195	国庫負担金等返還金	
22 償還金、利子及び割引料	3,218	国庫負担金等返還金	児童手当等支給事業 3,218
18 負担金、補助及び交付金	326,747	施設型給付費負担金 176,817 地域型給付費負担金 34,861 民間保育所運営費・子ども子育て支援保育給付費負担金 115,069	私立保育園運営費等補助事業 362,004 児童保育対策事業 3,018
22 償還金、利子及び割引料	38,275	国庫負担金等返還金	
1 報 酬	△3,055	月額任用職員 1,420 時間額任用職員 △4,475	公立保育園施設管理運営事業 7,828 人件費 7,136 会計年度任用職員給 △3,035
2 給 料	1,441	一般職給	
3 職員手当等	7,493	時間外勤務手当 2,377 期末手当 2,311 勤勉手当 1,331	

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 カナリヤの家費	120,857	4,406	125,263		4,406
3 生活保護費	390,099	79,194	469,293	52,500	26,694
1 生活保護総務費	39,278	5,905	45,183		5,905
2 扶 助 費	300,903	70,000	370,903	国庫支出金 52,500	17,500
3 生活困窮者自立支援費	49,918	3,289	53,207		3,289

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
		児童手当 161 一般職退職手当負担金 1,313	
4 共 済 費	△1,447	職員共済組合負担金	
8 旅 費	△331	通勤に係る費用弁償	
13 使用料及び 賃借料	31	土地借上料	
14 工事請負費	7,797	下米田保育園駐車場整備 5,259 空調機器修繕 2,538	
1 報 酬	1,551	月額任用職員 2,024 時間額任用職員 △473	人件費 2,378 会計年度任用職員給 2,028
2 給 料	821	一般職給	
3 職員手当等	1,603	地域手当 26 通勤手当 216 時間外勤務手当 542 期末手当 326 勤勉手当 386 一般職退職手当負担金 107	
4 共 済 費	294	職員共済組合負担金	
8 旅 費	137	通勤に係る費用弁償	
2 給 料	443	一般職給	生活保護事務費 5,532 人件費 349 会計年度任用職員給 24
3 職員手当等	△187	扶養手当 △239 地域手当 7 通勤手当 132 期末手当 110 勤勉手当 103 児童手当 △359 一般職退職手当負担金 59	
4 共 済 費	117	職員共済組合負担金	
22 償還金、利 子及び割引 料	5,532	国庫負担金返還金	
19 扶 助 費	70,000	医療扶助費	生活保護扶助費 70,000

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	△949	月額任用職員	生活困窮者自立支援事業 会計年度任用職員給 4,488 △1,199
3 職員手当等	△149	期末手当 △71 勤勉手当 △78	
4 共済費	△76	職員共済組合負担金	
8 旅費	△25	通勤に係る費用弁償	
22 償還金、利子及び割引料	4,488	国庫負担金返還金	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	1,681,346	29,825	1,711,171	809	29,016
	1	保健衛生費	850,199	24,325	874,524	809	23,516
	1	保健衛生総務費	301,724	11,169	312,893	寄附金 364	10,805
	2	母子衛生費	158,935	13,156	172,091	寄附金 445	12,711
	2	清掃費	829,479	5,500	834,979		5,500
	2	塵芥処理費	224,642	5,500	230,142		5,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	369	時間額任用職員	人件費 10,219
2 給料	4,192	一般職給	会計年度任用職員給 586 健康啓発活動等支援事業 364
3 職員手当等	5,013	扶養手当 181 地域手当 155 通勤手当 54 管理職手当 748 期末手当 1,574 勤勉手当 1,685 児童手当 △219 一般職退職手当負担金 835	
4 共済費	1,231	職員共済組合負担金	
10 需用費	274	消耗品費 224 印刷製本費 50	
13 使用料及び賃借料	90	健活イベント用機材	
10 需用費	10	消耗品費	出産・子育て応援事業 12,711 妊娠期からの支援事業 445
17 備品購入費	435	啓発事業用	
22 償還金、利子及び割引料	12,711	国庫負担金返還金	
14 工事請負費	5,500	トラックスケール改修工事	金谷がれき処分場管理運営事業 5,500

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

5	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		農林業費	520,756	8,394	529,150		8,394
		農業費	363,949	8,629	372,578		8,629
	1	農業委員会費	34,994	10,232	45,226		10,232
	2	農業総務費	23,415	△1,617	21,798		△1,617
	3	農業振興費	69,436	14	69,450		14
	2	林業費	156,807	△235	156,572		△235
	1	林業振興費	156,807	△235	156,572		△235

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	4,722	一般職給	人件費 10,232
3 職員手当等	3,800	地域手当 165 管理職手当 748 期末手当 987 勤勉手当 1,153 児童手当 81 一般職退職手当負担金 666	
4 共済費	1,710	職員共済組合負担金	
2 給料	△787	一般職給	人件費 △1,617
3 職員手当等	△331	扶養手当 △59 地域手当 △24 住居手当 334 通勤手当 27 期末手当 △347 勤勉手当 △282 児童手当 121 一般職退職手当負担金 △101	
4 共済費	△499	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	11	期末手当 6 勤勉手当 5	会計年度任用職員給 14
4 共済費	3	職員共済組合負担金	
2 給料	△190	一般職給	人件費 △246 会計年度任用職員給 11
3 職員手当等	△93	扶養手当 △437 地域手当 △18 時間外勤務手当 1,000 期末手当 △105 勤勉手当 △90 児童手当 △419 一般職退職手当負担金 △24	
4 共済費	48	職員共済組合負担金	

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	754,464	42,007	796,471	15,503	26,504
	1	商工費	754,464	42,007	796,471	15,503	26,504
		1 商工総務費	89,486	5,264	94,750		5,264
		2 商工振興費	505,103	36,743	541,846	諸収入 15,503	21,240

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	2,149	一般職給	人件費 5,245 会計年度任用職員給 19
3 職員手当等	3,060	扶養手当 199 地域手当 71 住居手当 276 通勤手当 25 時間外勤務手当 1,238 期末手当 387 勤勉手当 343 児童手当 241 一般職退職手当負担金 280	
4 共済費	55	職員共済組合負担金	
18 負担金、補助及び交付金	21,240	事業所設置・雇用奨励金	サテライトオフィス開設支援事業 15,503 企業工業振興事業 21,240
22 償還金、利子及び割引料	15,503	国庫負担金等返還金	

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

7	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土 木 費	2,673,274	2,665	2,675,939	5,000	△2,335
	1	土木管理費	12,130	158	12,288		158
	1	土木総務費	12,130	158	12,288		158
	2	道路橋りょう費	986,253	△11,302	974,951	5,000	△16,302
	1	道路維持費	311,123	△13,864	297,259		△13,864
	2	道路新設改良費	574,100	2,562	576,662	市債 5,000	△2,438
	3	河 川 費	52,008	3,853	55,861		3,853
	1	河川総務費	52,008	3,853	55,861		3,853

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	62	一般職給	人件費 158
3 職員手当等	96	地域手当 2 期末手当 41 勤勉手当 44 一般職退職手当負担金 9	
2 給料	△10,668	一般職給	緊急工事委託事業 10,000 人件費 △23,864
3 職員手当等	△6,733	扶養手当 △1,031 地域手当 △350 通勤手当 △223 期末手当 △1,674 勤勉手当 △1,335 児童手当 △249 一般職退職手当負担金 △1,871	
4 共済費	△6,463	職員共済組合負担金	
14 工事請負費	10,000	緊急道路改修	
2 給料	△171	一般職給	道路施設補修点検事業 5,000 人件費 △2,450 会計年度任用職員給 12
3 職員手当等	△1,904	扶養手当 △239 地域手当 △11 通勤手当 △49 期末手当 △357 勤勉手当 △552 児童手当 △239 一般職退職手当負担金 △457	
4 共済費	△363	職員共済組合負担金	
14 工事請負費	5,000	道路施設補修等	
2 給料	1,163	一般職給	人件費 3,853
3 職員手当等	1,608	扶養手当 241 地域手当 43 通勤手当 77 期末手当 337	

(款) 7 土木費
(項) 3 河川費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	4	都市計画費	1,516,134	9,956	1,526,090		9,956
	1	都市計画総務費	191,757	7,945	199,702		7,945
	4	公園費	173,443	2,011	175,454		2,011

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
		勤勉手当 285 児童手当 241 一般職退職手当負担金 384	
4 共 済 費	1,082	職員共済組合負担金	
2 給 料	2,480	一般職給	人件費 7,909 会計年度任用職員給 36
3 職員手当等	3,049	扶養手当 △521 地域手当 37 通勤手当 244 時間外勤務手当 2,718 管理職手当 △748 期末手当 493 勤勉手当 △36 児童手当 △179 一般職退職手当負担金 1,041	
4 共 済 費	2,416	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	11	期末手当 6 勤勉手当 5	会計年度任用職員給 11 都市公園整備事業 2,000
14 工事請負費	2,000	公園施設維持補修	

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		消 防 費	754,593	395	754,988		395
	1	消 防 費	754,593	395	754,988		395
		1 消 防 費	660,045	395	660,440		395

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	701	一般職給	人件費 384 会計年度任用職員給 11
3 職員手当等	△148	扶養手当 △239 地域手当 15 期末手当 70 勤勉手当 53 児童手当 △139 一般職退職手当負担金 92	
4 共済費	△158	職員共済組合負担金	

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

9	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	3,156,387	386,152	3,542,539	218,130	168,022
	1	教育総務費	514,607	362,372	876,979	218,130	144,242
	2	事務局費	450,288	362,883	813,171	県支出金 218,130	144,753
	3	教育センター費	61,872	△511	61,361		△511
	5	社会教育費	667,107	13,714	680,821		13,714
	1	社会教育総務費	79,650	2,293	81,943		2,293

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	859	時間額任用職員	人件費 5,710
2 給料	2,587	一般職給	会計年度任用職員給 2,801 情報教育推進事業 354,372
3 職員手当等	4,527	扶養手当 241 地域手当 86 住居手当 241 時間外勤務手当 788 期末手当 1,379 勤勉手当 1,275 児童手当 101 特別職期末手当 79 一般職退職手当負担金 337	
4 共済費	538	職員共済組合負担金 552 特別職共済負担金 △14	
10 需用費	1,473	消耗品費	
17 備品購入費	352,899	管理用パソコン 182 児童・生徒用タブレット 352,717	
1 報酬	△994	月額任用職員	人件費 386
2 給料	82	一般職給	会計年度任用職員給 △897
3 職員手当等	549	地域手当 3 通勤手当 52 時間外勤務手当 115 期末手当 188 勤勉手当 180 一般職退職手当負担金 11	
4 共済費	△63	職員共済組合負担金	
8 旅費	△85	通勤に係る費用弁償	
2 給料	815	一般職給	人件費 2,281
3 職員手当等	992	地域手当 25 住居手当 253 通勤手当 86 期末手当 269 勤勉手当 252 一般職退職手当負担金 107	会計年度任用職員給 12

(款) 9 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 交流センター費	50,357	5,500	55,857		5,500
4 図書館費	139,915	3,146	143,061		3,146
6 文化会館費	91,936	2,673	94,609		2,673
7 文化の森費	241,324	102	241,426		102
6 保健体育費	1,184,633	10,066	1,194,699		10,066
1 保健体育総務費	95,082	9,657	104,739		9,657

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
4 共 済 費	486	職員共済組合負担金	
14 工事請負費	5,500	空調機器修繕	交流センター施設維持管理事業 5,500
2 給 料	△1,179	一般職給	東図書館駐車場整備事業 5,000 人件費 △1,947 会計年度任用職員給 93
3 職員手当等	△381	地域手当 △34 通勤手当 △25 期末手当 △102 勤勉手当 △85 一般職退職手当負担金 △135	
4 共 済 費	△319	職員共済組合負担金	
8 旅 費	25	通勤に係る費用弁償	
14 工事請負費	5,000	東図書館駐車場整備	
1 報 酬	17	時間額任用職員	人件費 2,637 会計年度任用職員給 36
3 職員手当等	2,656	住居手当 319 通勤手当 36 時間外勤務手当 2,282 期末手当 10 勤勉手当 9	
1 報 酬	△639	時間額任用職員	人件費 301 会計年度任用職員給 △199
2 給 料	△922	一般職給	
3 職員手当等	1,556	扶養手当 661 地域手当 △7 通勤手当 94 期末手当 74 勤勉手当 52 児童手当 801 一般職退職手当負担金 △119	
4 共 済 費	△402	職員共済組合負担金	
8 旅 費	509	通勤に係る費用弁償	
2 給 料	5,102	一般職給	人件費 9,636

(款) 9 教育費
(項) 6 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 学校給食センター費	712,101	409	712,510		409

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	3,010	地域手当 153 通勤手当 51 期末手当 1,040 勤勉手当 711 児童手当 391 一般職退職手当負担金 664	会計年度任用職員給 21
4 共 済 費	1,545	職員共済組合負担金	
1 報 酬	5	月額任用職員	人件費 393 会計年度任用職員給 16
2 給 料	98	一般職給	
3 職員手当等	85	地域手当 4 期末手当 49 勤勉手当 25 一般職退職手当負担金 7	
4 共 済 費	221	職員共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)					
補正後	長 等	4		35,652	16,403 (4.6)			10,696	62,751	9,344	72,095	
	議 員	16	70,607		32,478 (4.6)				103,085	20,461	123,546	
	その他の 特別職	1,599	85,022						85,022		85,022	
	計	1,619	155,629	35,652	48,881			10,696	250,858	29,805	280,663	
補正前	長 等	4		35,652	14,674 (4.5)			10,696	61,022	9,224	70,246	
	議 員	16	70,607		31,771 (4.5)				102,378	20,461	122,839	
	その他の 特別職	1,599	85,022						85,022		85,022	
	計	1,619	155,629	35,652	46,445			10,696	248,422	29,685	278,107	
比較	長 等				1,729				1,729	120	1,849	
	議 員				707				707		707	
	その他の 特別職											
	計				2,436				2,436	120	2,556	

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	777 (1)	628,589	1,236,387	1,067,538	2,932,514	531,077	3,463,591	
補正前	789 (2)	640,925	1,234,215	1,031,683	2,906,823	546,016	3,452,839	
比較	△ 12 1	△ 12,336	2,172	35,855	25,691	△ 14,939	10,752	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	30,682	39,605	19,234	15,421	30	137,068	35,977	334,541	287,900	1,074	166,006	
	補正前	30,678	39,040	16,782	14,580	30	121,140	35,977	327,335	281,782	1,074	163,265	
	比較	4	565	2,452	841		15,928		7,206	6,118		2,741	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	333 (1)		1,236,387	964,048	2,200,435	427,024	2,627,459	
補正前	343 (2)		1,234,215	929,703	2,163,918	431,079	2,594,997	
比較	△ 10 (1)		2,172	34,345	36,517	△ 4,055	32,462	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	30,682	39,605	19,234	15,421	30	137,068	35,977	274,571	244,380	1,074	166,006	
	補正前	30,678	39,040	16,782	14,580	30	121,140	35,977	268,020	239,117	1,074	163,265	
	比較	4	565	2,452	841		15,928		6,551	5,263		2,741	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	444	628,589		103,490	732,079	104,053	836,132	
補正前	446	640,925		101,980	742,905	114,937	857,842	
比較	△ 2	△ 12,336		1,510	△ 10,826	△ 10,884	△ 21,710	

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)
	補正後	59,970	43,520
	補正前	59,315	42,665
	比較	655	855

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説 明	備 考	
給料	2,172	給与改定に伴う増加分	37,358	給与改定率(3.12%)	
		その他の増減分	△ 35,186	新陳代謝・人事異動に伴う増減分	
職員手当	35,855	給与改定に伴う増加分	34,542	地域手当 1,160 期末手当 14,655 勤勉手当 13,459 退職手当負担金 5,268	期末手当0.05月分増 勤勉手当0.05月分増
		その他の増減分	1,313	扶養手当 4 地域手当 △ 595 住居手当 2,452 通勤手当 841 時間外手当 15,928 期末手当 △ 7,449 勤勉手当 △ 7,341 退職手当負担金 △ 2,527	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円)	312,377	—
	平均給与月額(円)	376,596	—
	平均年齢(歳)	43.2	—
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	309,526	—
	平均給与月額(円)	375,560	—
	平均年齢(歳)	42.8	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	188,000	188,000
大学卒	220,000	220,000

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	1級	50	15.02	1級		
	2級	61	18.32	2級		
	3級	87	26.13	3級		
	4級	27	8.11	4級		
		(1)	(100)			
	5級	65	19.52	5級		
	6級	35	10.51			
	7級	8	2.40			
	計	333	100.00	計		
		(1)	(100)			
令和5年10月1日現在	1級	40	12.27	1級	1	100.00
	2級	70	21.47	2級		
		(1)	(50.00)			
	3級	83	25.46	3級		
	4級	27	8.28	4級		
		(1)	(50.00)			
	5級	63	19.33	5級		
	6級	35	10.74			
7級	8	2.45				
	計	326	100.00	計	1	100.00
		(2)	(100.00)			

()内は短時間勤務職員数を計上

(令和6年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			一般行政職	単純労務職	
補 正 後	職員数(A) (人)	332	332		
	昇給に係る職員数(B) (人)	253	253		
	昇給数別内訳	1号給 (人)	7	7	
		2号給 (人)	6	6	
		3号給 (人)	8	8	
		4号給 (人)	183	183	
		6号給 (人)	49	49	
		8号給 (人)			
比率(B)／(A) (%)	76.2	76.2			
補 正 前	職員数(A) (人)	330	329	1	
	昇給に係る職員数(B) (人)	261	260	1	
	昇給数別内訳	1号給 (人)	10	10	
		2号給 (人)	1	1	
		3号給 (人)	17	17	
		4号給 (人)	233	232	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
比率(B)／(A) (%)	79.1	79.0	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
補正後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.35)	有	
補正前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.3)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.35)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	東京都	岐阜市	美濃加茂市
支給率(%)	20.0	6.0	3.0
支給対象職員数(人)	1	1	341
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0	6.0	3.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
あい愛バスAIデマンド交通システム 運行業務	千円 39,700		
あい愛バス運行負担金	千円 1,122,500		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円			千円	千円
R7	39,700	2,000			37,700
	千円			千円	千円
R7-R12	1,122,500	41,800			1,080,700

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,546,660	7,583,568	1,393,500	754,147	8,222,921
(1) 総務	121,420	145,014	48,400	13,599	179,815
(2) 民生	872,977	885,817	220,300	62,539	1,043,578
(3) 衛生	261,600	243,156		18,481	224,675
(4) 農林	106,814	93,959	800	12,782	81,977
(5) 商工	3,586	4,128	4,500	1,528	7,100
(6) 土木	1,790,307	1,934,559	513,300	238,871	2,208,988
(7) 消防	1,199,993	1,102,536	18,100	106,207	1,014,429
(8) 教育	3,189,963	3,174,399	588,100	300,140	3,462,359
2 災害復旧債	37,357	33,203		4,703	28,500
(1) 補助災害	2,300	2,047		253	1,794
(2) 単独災害	35,057	31,156		4,450	26,706
3 その他	7,575,001	7,040,031	115,000	688,235	6,466,796
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	124,180	93,030		25,338	67,692
(3) 財源対策債等	29,437	19,913		4,780	15,133
(4) 臨時財政対策債	7,421,384	6,927,088	115,000	658,117	6,383,971
合 計	15,159,018	14,656,802	1,508,500	1,447,085	14,718,217

議第 88 号

令和 6 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,832 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,249,243 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		577,241	46	577,287
	1 県負担金	559,743	46	559,789
7 繰入金		724,912	8,741	733,653
	1 一般会計繰入金	667,157	1,567	668,724
	2 基金繰入金	57,755	7,174	64,929
8 繰越金		80,958	7,045	88,003
	1 繰越金	80,958	7,045	88,003
歳入合計		4,233,411	15,832	4,249,243

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		114,392	1,567	115,959
	1 総務管理費	72,664	1,490	74,154
	3 介護認定審査会費	31,130	77	31,207
3 地域支援事業費		144,710	7,514	152,224
	1 介護予防・生活支援サービス事業諸費	83,652	7,495	91,147
	4 その他諸費	377	19	396
6 諸支出金		73,233	6,751	79,984
	1 償還金及び還付加算金	51,016	6,751	57,767
歳 出 合 計		4,233,411	15,832	4,249,243

予算説明書

2 歳 入

(款) 5 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
5		県支出金	577,241	46	577,287
	1	県負担金	559,743	46	559,789
		1 介護給付費負担金	559,743	46	559,789

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分	46	1 県負担金 介護給付費 過年度分

(款) 7 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
7		繰入金	724,912	8,741	733,653
	1	一般会計繰入金	667,157	1,567	668,724
	4	その他一般会計繰入金	134,054	1,567	135,621
	2	基金繰入金	57,755	7,174	64,929
	1	介護給付費準備基金繰入金	57,755	7,174	64,929

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	1,567	1 一般会計繰入金 職員給与費等繰入金
1 介護給付費準備基金繰入金	7,174	1 介護給付費準備基金繰入金

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰越金	80,958	7,045	88,003
	1	繰越金	80,958	7,045	88,003
		1 繰越金	80,958	7,045	88,003

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	7,045	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						繰入金	保険料
		総 務 費	114,392	1,567	115,959	1,567	
	1	総務管理費	72,664	1,490	74,154	1,490	
	1	一般管理費	72,664	1,490	74,154	繰入金 1,490	
	3	介護認定審査会費	31,130	77	31,207	77	
	1	認定調査等費	31,130	77	31,207	繰入金 77	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	△1,668	月額任用職員	人件費 3,542 会計年度任用職員給 △2,052
2 給料	1,821	一般職給	
3 職員手当等	1,071	地域手当 56 住居手当 231 通勤手当 217 期末手当 216 勤勉手当 113 一般職退職手当負担金 238	
4 共済費	266	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	41	期末手当 20 勤勉手当 21	会計年度任用職員給 77
8 旅費	36	通勤に係る費用弁償	

(款) 3 地域支援事業費
 (項) 1 介護予防・生活支援サービス事業諸費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
3		地域支援事業費	144,710	7,514	152,224	7,514	
	1	介護予防・生活支援サービス事業諸費	83,652	7,495	91,147	7,495	
	1	介護予防・生活支援サービス事業諸費	83,652	7,495	91,147	繰入金 7,155 繰越金 340	
	4	その他諸費	377	19	396	19	
	1	審査支払手数料	377	19	396	繰入金 19	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	7,495	総合事業負担金	介護予防・生活支援サービス事業諸費 7,495
11 役務費	19	審査支払手数料	審査支払手数料 19

(款) 6 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
6		諸支出金	73,233	6,751	79,984	6,751	
	1	償還金及び 還付加算金	51,016	6,751	57,767	6,751	
	3	償 還 金	48,996	6,751	55,747	県支出金 46 繰越金 6,705	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
21 補償、補てん及び賠償金	3,654	事業者返還金及び賠償金	償還金 6,751
22 償還金、利子及び割引料	3,097	国庫負担金等返還金	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	21	23,348	34,710	28,312	86,370	12,135	98,505	
補正前	22	25,016	32,889	27,200	85,105	11,869	96,974	
比較	△ 1	△ 1,668	1,821	1,112	1,265	266	1,531	

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	360	1,077	477	655		1,923	748	10,140	8,418		4,514
	補正前	360	1,021	246	438		1,923	748	9,904	8,284		4,276
	比較		56	231	217				236	134		238

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	10		34,710	23,681	58,391	10,730	69,121	
補正前	9		32,889	22,430	55,319	10,260	65,579	
比較	1		1,821	1,251	3,072	470	3,542	

区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	360	1,077	477	655		1,923	748	7,432	6,495	
補正前	360	1,021	246	438		1,923	748	7,114	6,304		4,276
比較		56	231	217				318	191		238

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	11	23,348		4,631	27,979	1,405	29,384	
補正前	13	25,016		4,770	29,786	1,609	31,395	
比較	△ 2	△ 1,668		△ 139	△ 1,807	△ 204	△ 2,011	

職員 手当の 内訳	区分	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)
	補正後	2,708	1,923
	補正前	2,790	1,980
	比較	△ 82	△ 57

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考	
給料	1,821	給与改定に伴う増加分	1279	給与改定率(3.85%)	
		その他の増減分	542	会計間異動・その他に伴う増減分	
職員手当	1,112	給与改定に伴う増加分	1103	地域手当 39 期末手当 472 勤勉手当 425 退職手当負担金 167	期末手当0.05月分増 勤勉手当0.05月分増
		その他の増減分	9	地域手当 17 住居手当 231 通勤手当 217 期末手当 △ 236 勤勉手当 △ 291 退職手当負担金 71	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円)	290,978
	平均給与月額(円)	330,058
	平均年齢(歳)	38.9
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	291,933
	平均給与月額(円)	337,440
	平均年齢(歳)	39.4

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	188,000	188,000
大学卒	220,000	220,000

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	1級	1	10.00
	2級	4	40.00
	3級	2	20.00
	4級	2	20.00
	5級		
	6級	1	10.00
	7級		
	計	10	100.00
令和5年10月1日現在	1級	1	11.11
	2級	2	22.22
	3級	3	33.33
	4級	2	22.22
	5級		
	6級	1	11.11
	7級		
	計	9	99.99

(令和6年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			一般行政職		
本 年 度	職員数(A) (人)	10	10		
	昇給に係る職員数(B) (人)	10	10		
	昇給数別内訳	2号給 (人)			
		3号給 (人)	1	1	
		4号給 (人)	9	9	
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)	100.0	100.0		
前 年 度	職員数(A) (人)	9	9		
	昇給に係る職員数(B) (人)	9	9		
	昇給数別内訳	2号給 (人)			
		3号給 (人)	1	1	
		4号給 (人)	8	8	
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)	100.0	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.25	2.35	4.6	有	
補正前	2.25	2.25	4.5	有	
国の制度	2.25	2.35	4.6	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	10
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

議第 89 号

美濃加茂市第 6 次総合計画後期基本計画について

美濃加茂市第 6 次総合計画後期基本計画を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 11 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

議第90号

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を下記のとおり変更する。

令和6年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定
美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏の形成に関する協定（令和3年4月1日）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
<p>(連携する具体的事項及び役割分担)</p> <p>第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。</p> <p>(ア) 生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>(略)</p> <p>【産業振興】</p> <p>(略)</p> <p>・木曾川や旧中山道を活用した観光の推進</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p> <p>【防災】</p> <p><u>・圏域防災体制の充実</u></p> <p>a <u>取組みの内容</u></p> <p><u>圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技</u></p>	<p>(連携する具体的事項及び役割分担)</p> <p>第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。</p> <p>(ア) 生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>(略)</p> <p>【産業振興】</p> <p>(略)</p> <p>・木曾川や旧中山道を活用した観光の推進</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p>

<p><u>術向上の体制を整備する。</u></p> <p><u>b 甲の役割</u></p> <p><u>防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。</u></p> <p><u>c 乙の役割</u></p> <p><u>圏域の防災体制の充実に取組む。</u></p> <p>【環境】</p> <p>(略)</p>	<p>【環境】</p> <p>(略)</p>
--	-------------------------------

附 則

この協定は、令和7年4月1日から施行する。

議第91号

財産の取得について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年美濃加茂市条例第4号）第3条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

- | | | |
|---|--------|------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 校務用ノートパソコン及び増設メモリ |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得価格 | 金31,900,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社エフワン
代表取締役 清水靖彦 |

議第92号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり委託業者に損害を与えたことによる損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 損害賠償の総額 | 3,206,281円 |
| | 上記金額の内訳 | |
| | (1) 消費税相当額 | 3,151,481円 |
| | (2) 延滞税相当額 | 54,800円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 岐阜県美濃加茂市新池町3丁目4番1号
社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
会長 海老和允 |

議第93号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

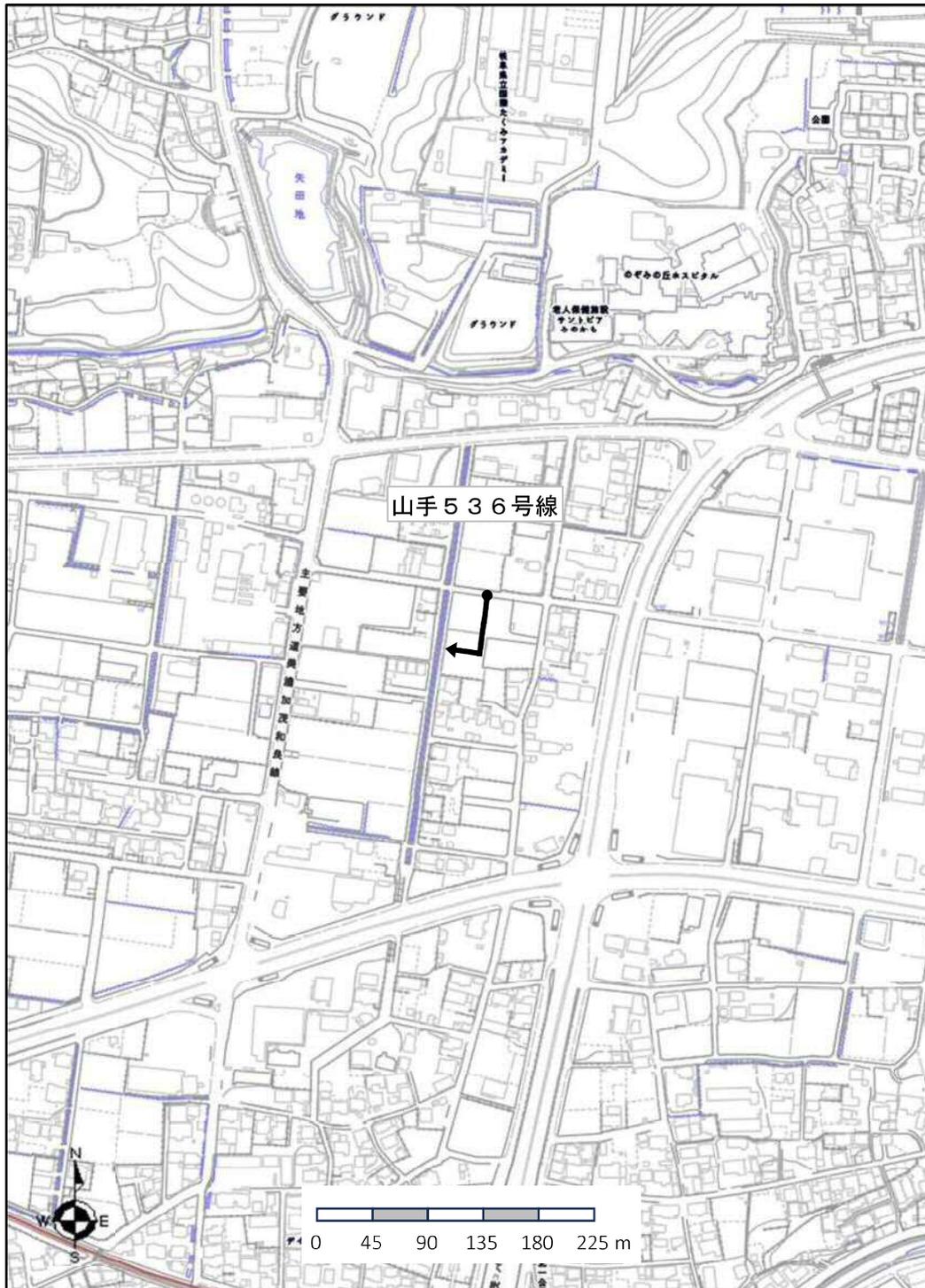
令和6年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

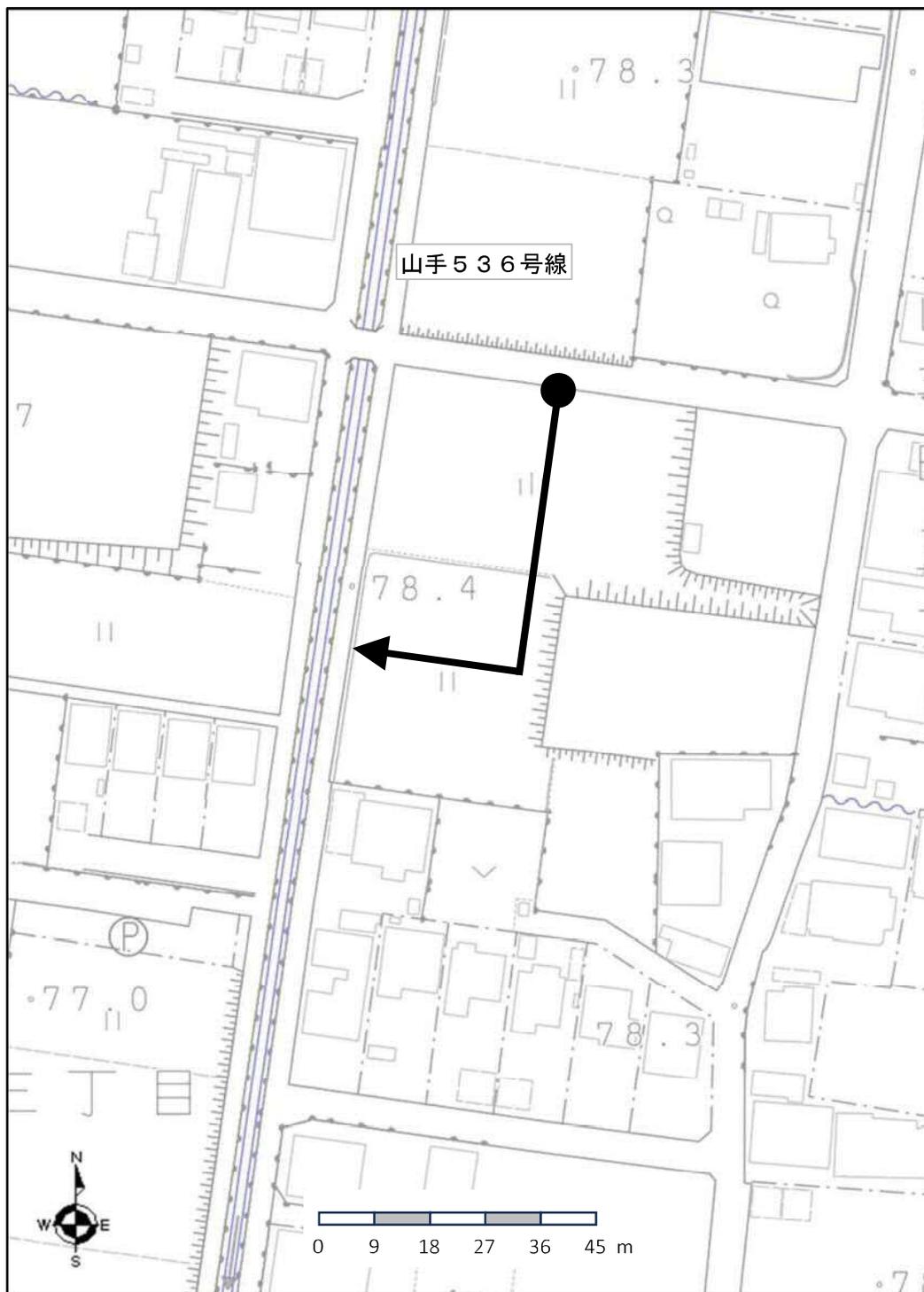
番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	山手53 6号線	美濃加茂市山手町三丁目79番1地先		
		美濃加茂市山手町三丁目79番7地先		
2	本郷71 5号線	美濃加茂市本郷町四丁目字下久手1778番1地先		
		美濃加茂市本郷町四丁目字下久手1778番20地先		
3	本郷71 6号線	美濃加茂市本郷町一丁目字若林2番102地先		
		美濃加茂市本郷町一丁目字若林2番481地先		
4	本郷71 7号線	美濃加茂市本郷町一丁目字切通橋下2015番9地先		
		美濃加茂市本郷町一丁目字切通橋下2015番9地先		
5	島之洞5 70号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字雨田4524番1地先		
		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字雨田4524番3地先		
6	加茂野4 88号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字東野9番21地先		
		美濃加茂市加茂野町加茂野字東野9番10地先		
7	加茂野4 89号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字東野9番20地先		
		美濃加茂市加茂野町加茂野字東野9番14地先		
8	今304 号線	美濃加茂市下米田町今字井領14番1地先		
		美濃加茂市下米田町今字井領14番3地先		

新規認定路線 ①：山手536号線

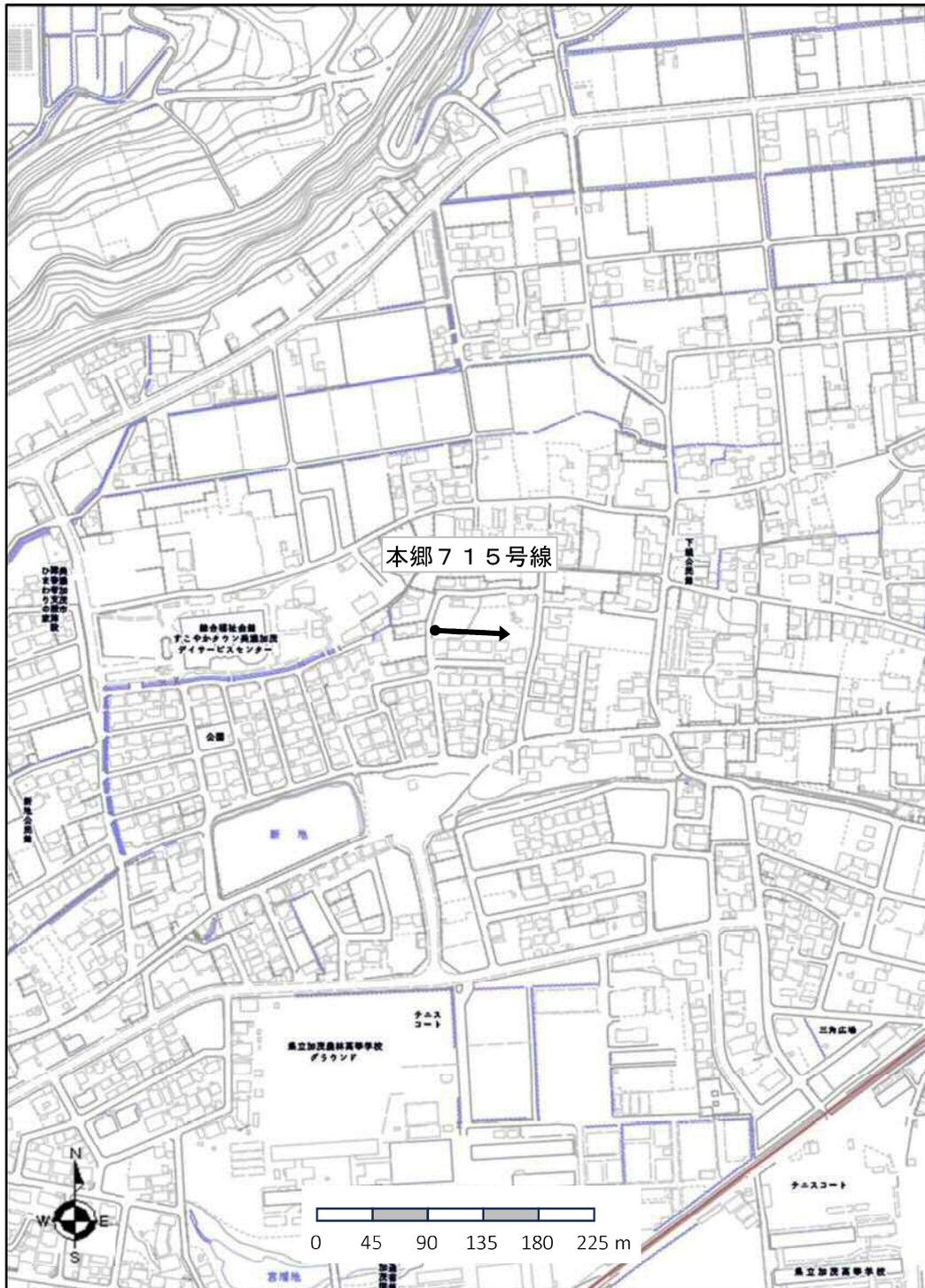


新規認定路線

①：山手536号線

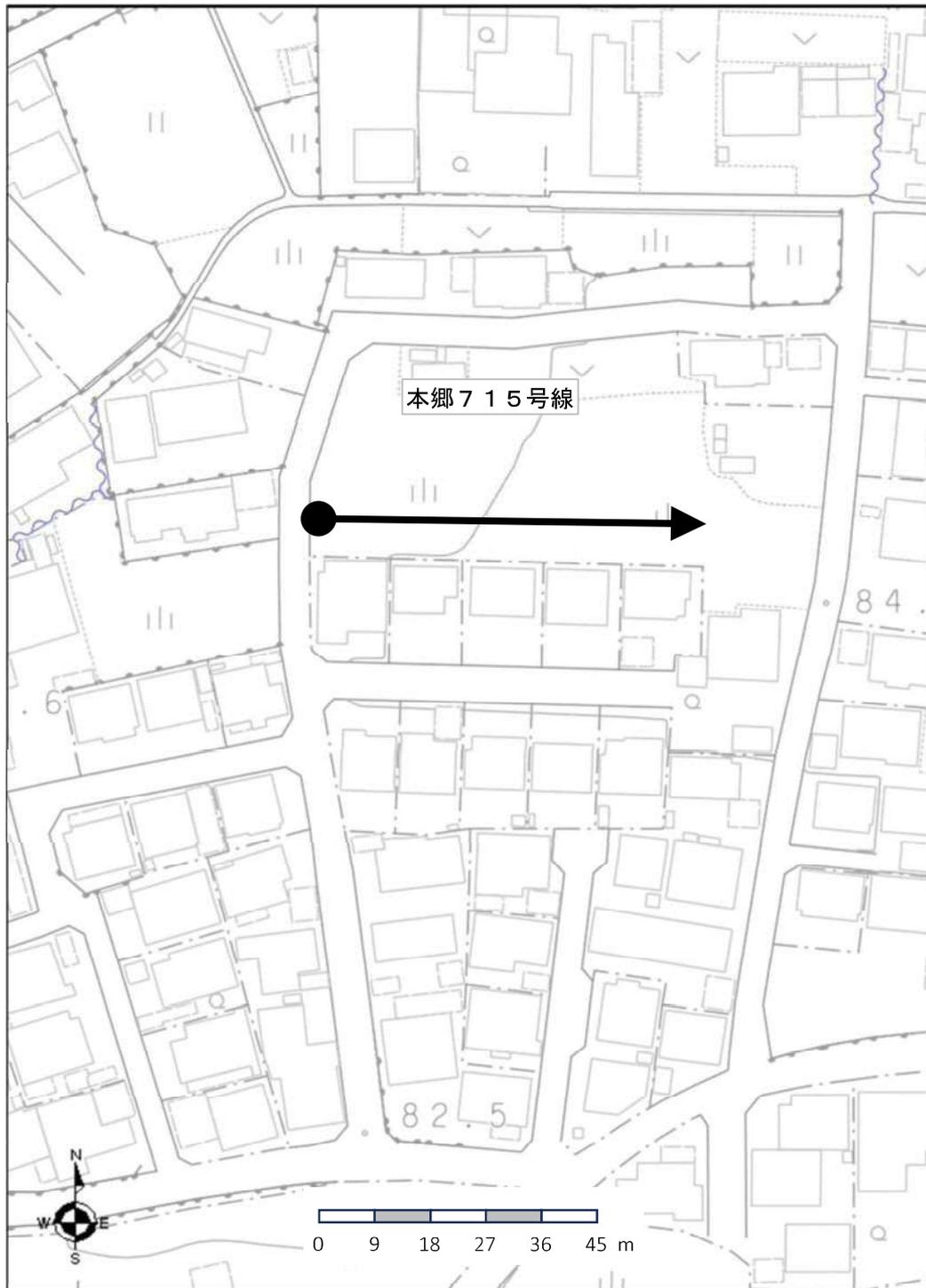


新規認定路線 ②：本郷715号線



新規認定路線

②：本郷715号線



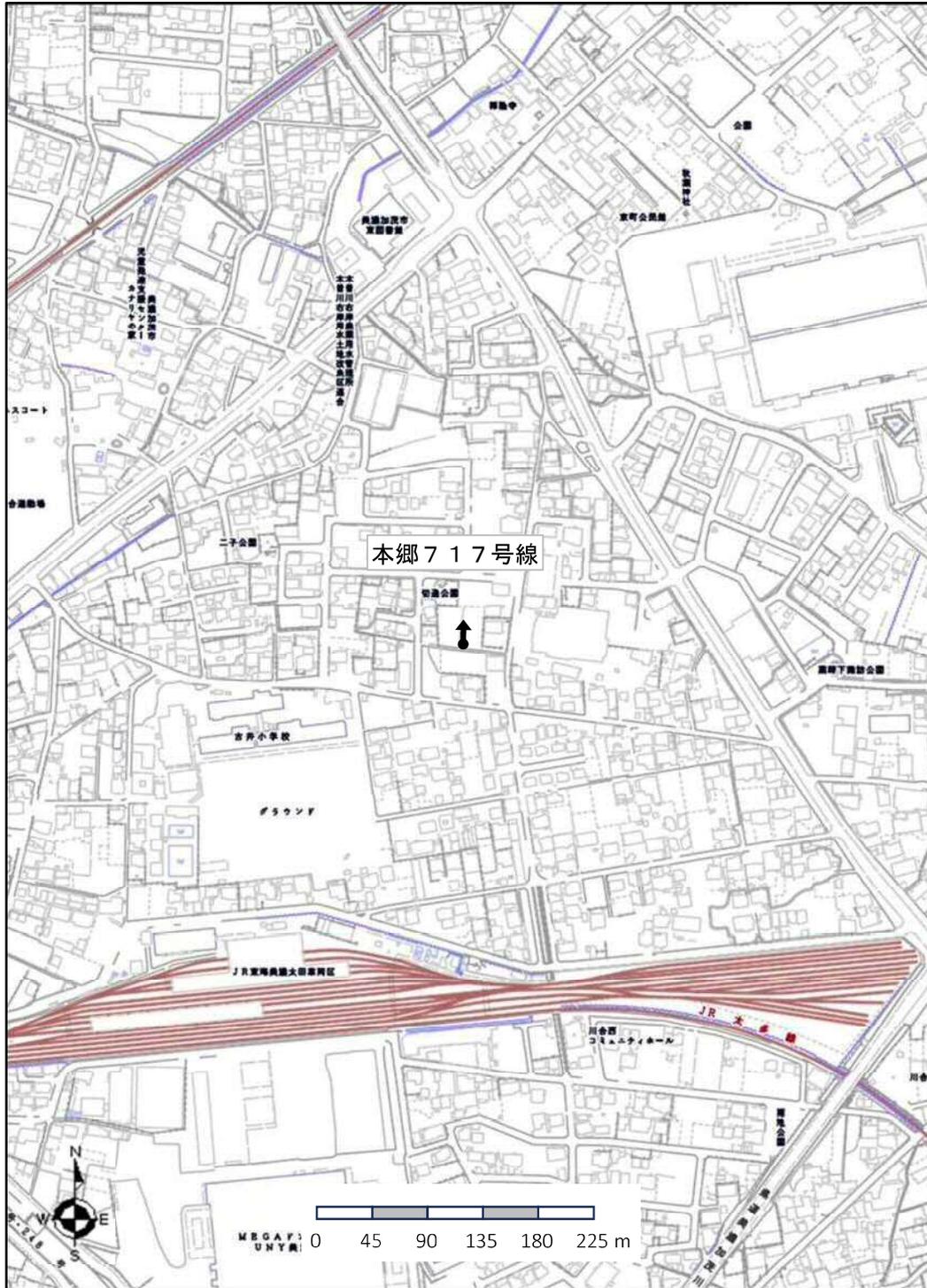
新規認定路線

③：本郷716号線



新規認定路線

④：本郷717号線

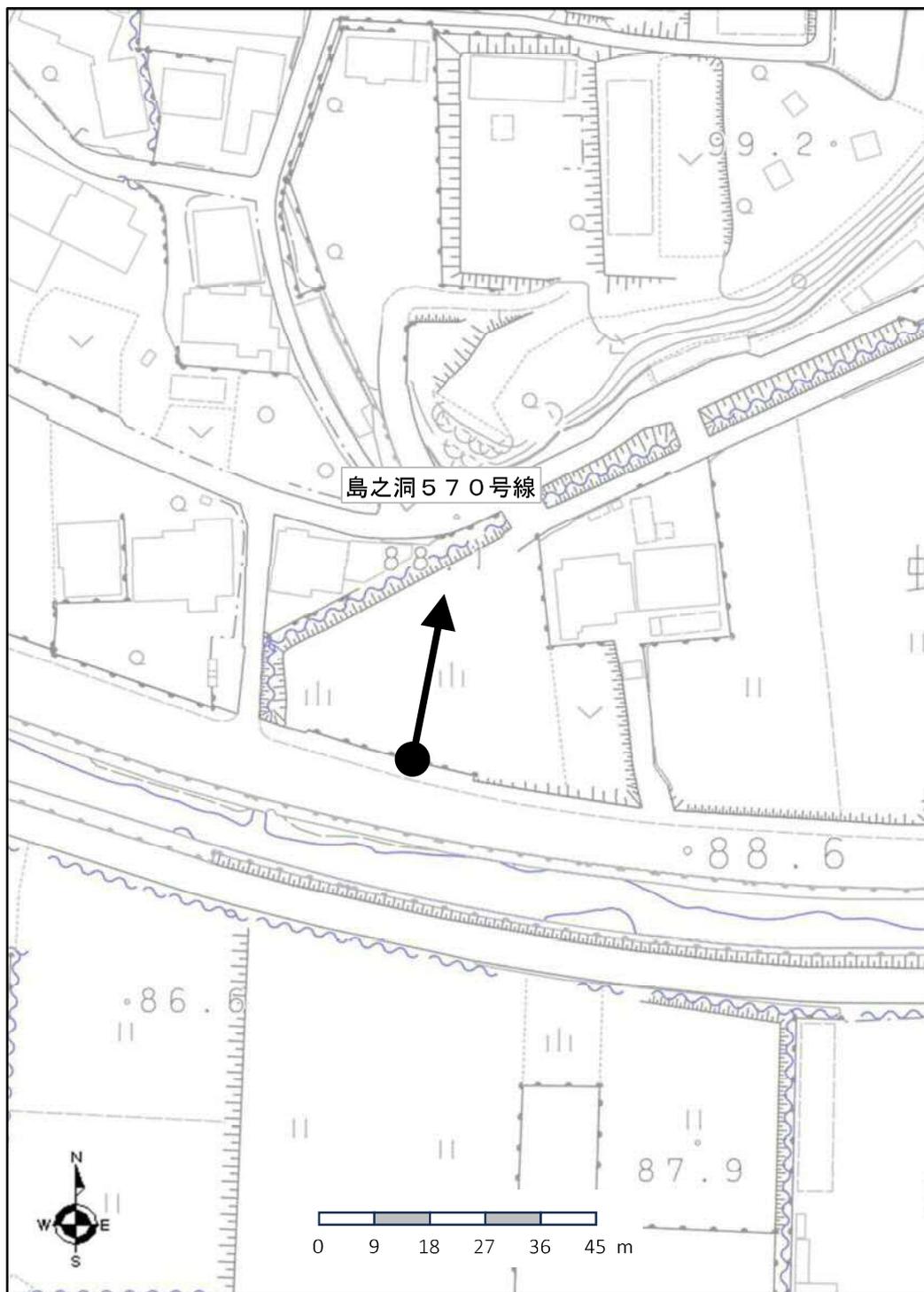


新規認定路線

④：本郷717号線

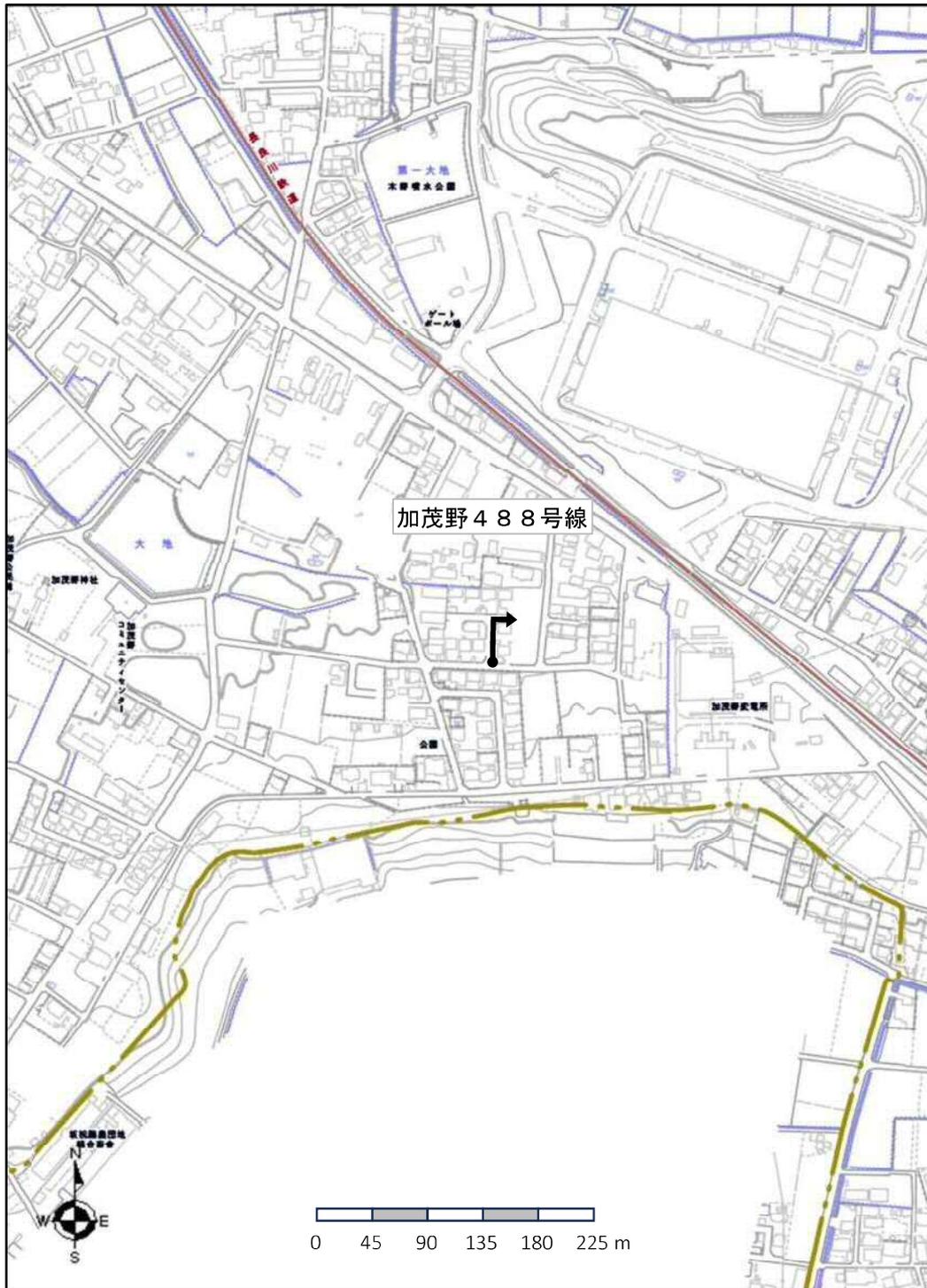


新規認定路線 ⑤： 島之洞570号線



新規認定路線

⑥：加茂野488号線



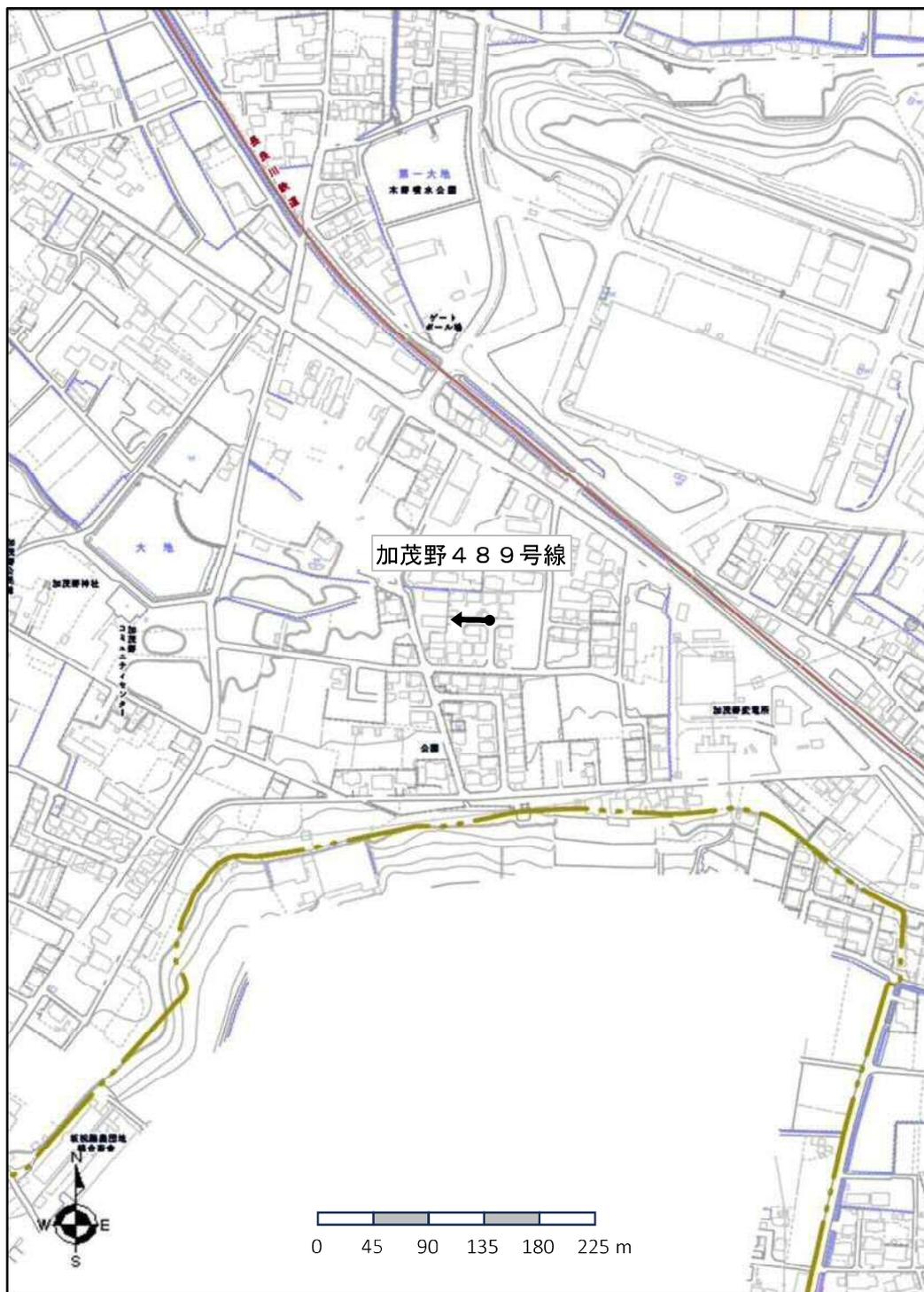
新規認定路線

⑥：加茂野488号線



新規認定路線

⑦：加茂野489号線



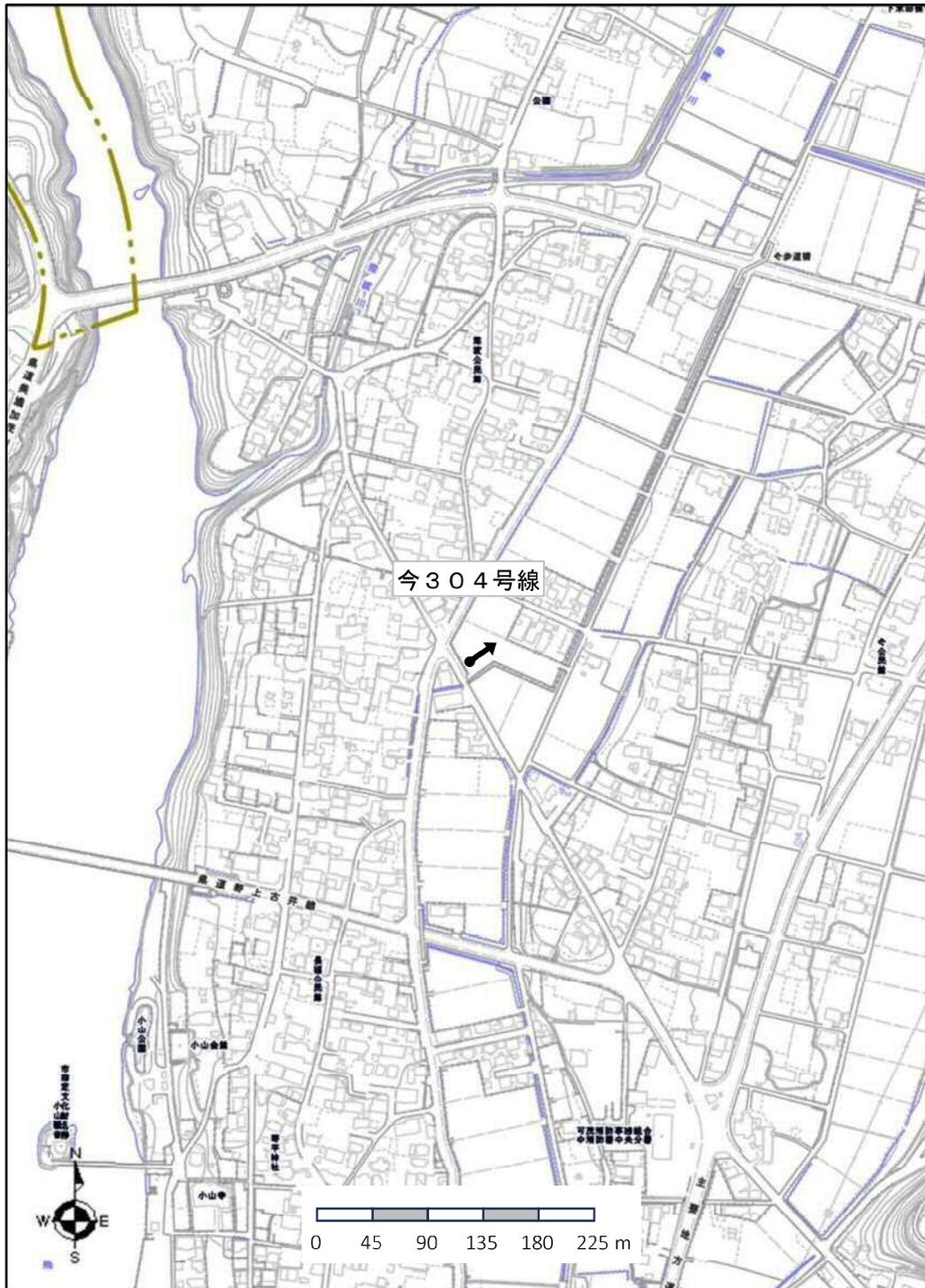
新規認定路線

⑦：加茂野489号線



新規認定路線

⑧：今304号線



新規認定路線 ⑧：今304号線



議第 9 4 号

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、各務原市、山田市及び下呂市との間の電子情報処理による戸籍事務の委託を下記のとおり廃止するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を廃止する規約
電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約（平成 2 9 年 3 月 2 4 日美濃加茂市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。

70th 

**MINOKAMO
STORY**